（面会が制限される日）

第二条　法第八十四条第一項（法第八十七条、第九十条及び第九十一条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日とする。

（退所の事由）

第三条　法第百二十六条に規定する政令で定める事由は、次のとおりとする。

一　少年院の長、家庭裁判所、地方更生保護委員会その他のその者の身体の拘束について権限を有する者の退所の指揮又は通知を受けたこと。

二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十六条の二の規定により収容されている者（同法第十七条第一項第二号の措置が執られている事件について、同法第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二十三条第二項の決定又は同法第二十四条第一項第一号の保護処分に係る同項の決定を受けた者に限る。）について、あらかじめ定められた収容の期間が満了したこと。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

少年院法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十三号

少年院法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第一条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第九号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第七条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十五条第三項」に、「賞金」を「報奨金」に改め、同条第九号の二中「第八条の二」を「第四十二条」に改める。

第五十三条第四号中「第七条」を「第二十五条第三項」に、「賞金」を「報奨金」に改め、同条第四号の二中「第八条の二」を「第四十二条」に改める。

（奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令の一部改正）

第二条　奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「少年院法」を「少年鑑別所法」に改め、同条中「、特に必要があるときは」及び「区分して、それぞれ少年院及び」を削り、同条後段を削る。

（物品管理法施行令の一部改正）

第三条　物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第九条（同法第十七条第二項において準用する場合を含む。）」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第六十九条第一項若しくは第七十条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第五十三条第一項若しくは第五十四条第三項若しくは第四項」に改める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十七　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）

（消費税法施行令の一部改正）

第五条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十四号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条（少年院）に規定する少年院の在院者（同法第十六条（少年鑑別所）に規定する少年鑑別所に収容されている少年を含む。）」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二条第一号（定義）に規定する在院者若しくは同法第百三十三条第三項（仮収容）に規定する少年院に仮に収容されている者、少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第二条第二号（定義）に規定する在所者」に改める。

（臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令の一部改正）

第六条　臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第五十九号までを一号ずつ繰り上げ、本則に次の二号を加える。

五十九　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）

六十　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）

（国際受刑者移送法施行令の一部改正）

第七条　国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の項を削る。

（石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部改正）

第八条　石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

三十　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第九条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表二の項第一欄中「禁錮」を「禁錮（一）」に改め、「少年の資質の」を削る。

（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正）

第十条　採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号イ中「少年の資質の」を削り、同号ロ中「被収容者」を「在院者」に改め、「矯正教育」の下に「その他の処遇」を加え、「少年の観護」を「在所者の観護処遇」に改める。

（法務省組織令の一部改正）

第十一条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四号中「又は拘置所」を「、拘置所、少年院又は少年鑑別所」に改め、同条第五号中「刑事施設視察委員会」の下に「、少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会」を加える。

第四十一条第三号中「教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練」を「矯正教育」に改め、同条第四号中「死傷病手当金」を「職業能力習得報奨金及び手当金」に改める。